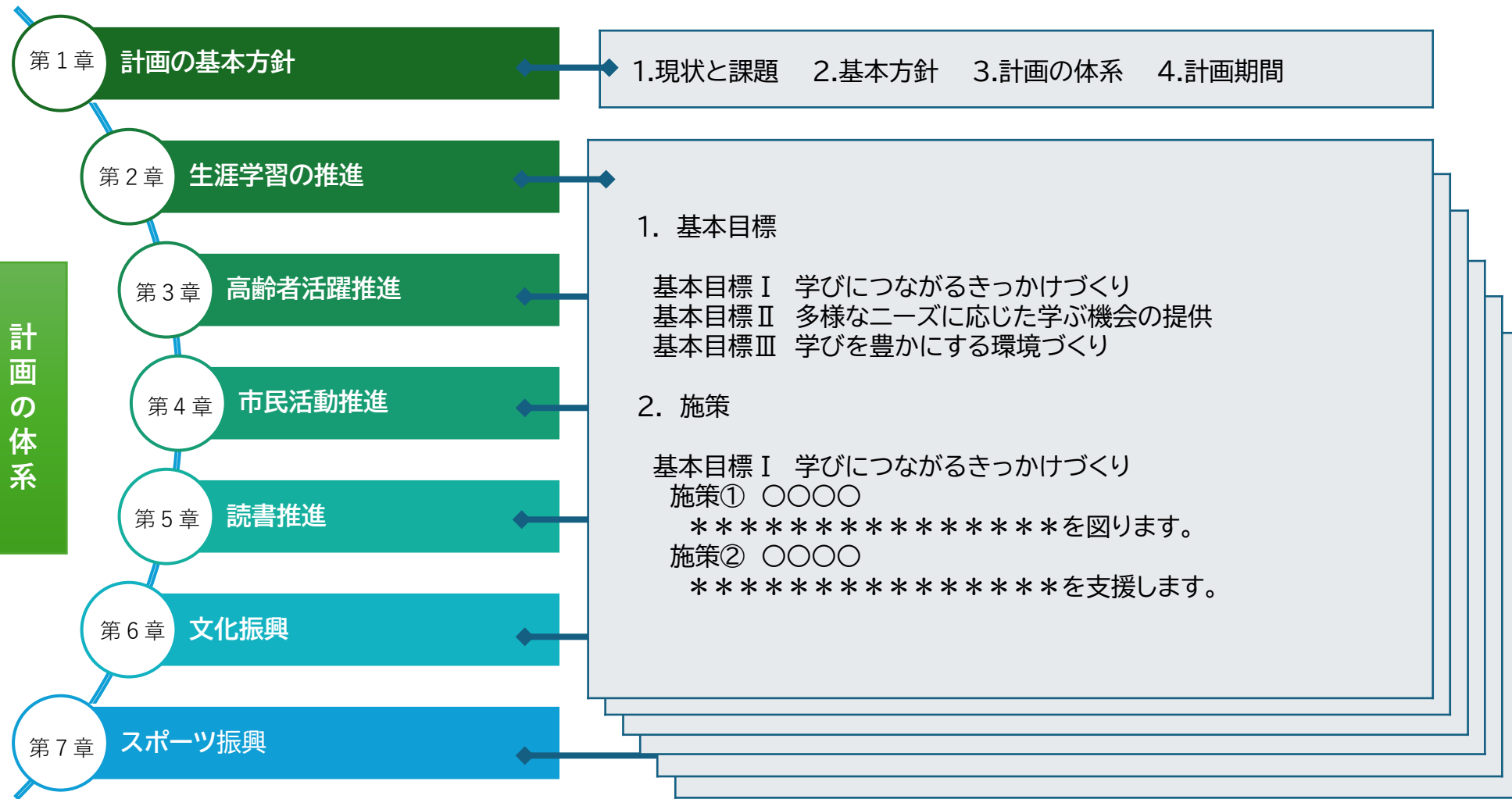


目指す姿

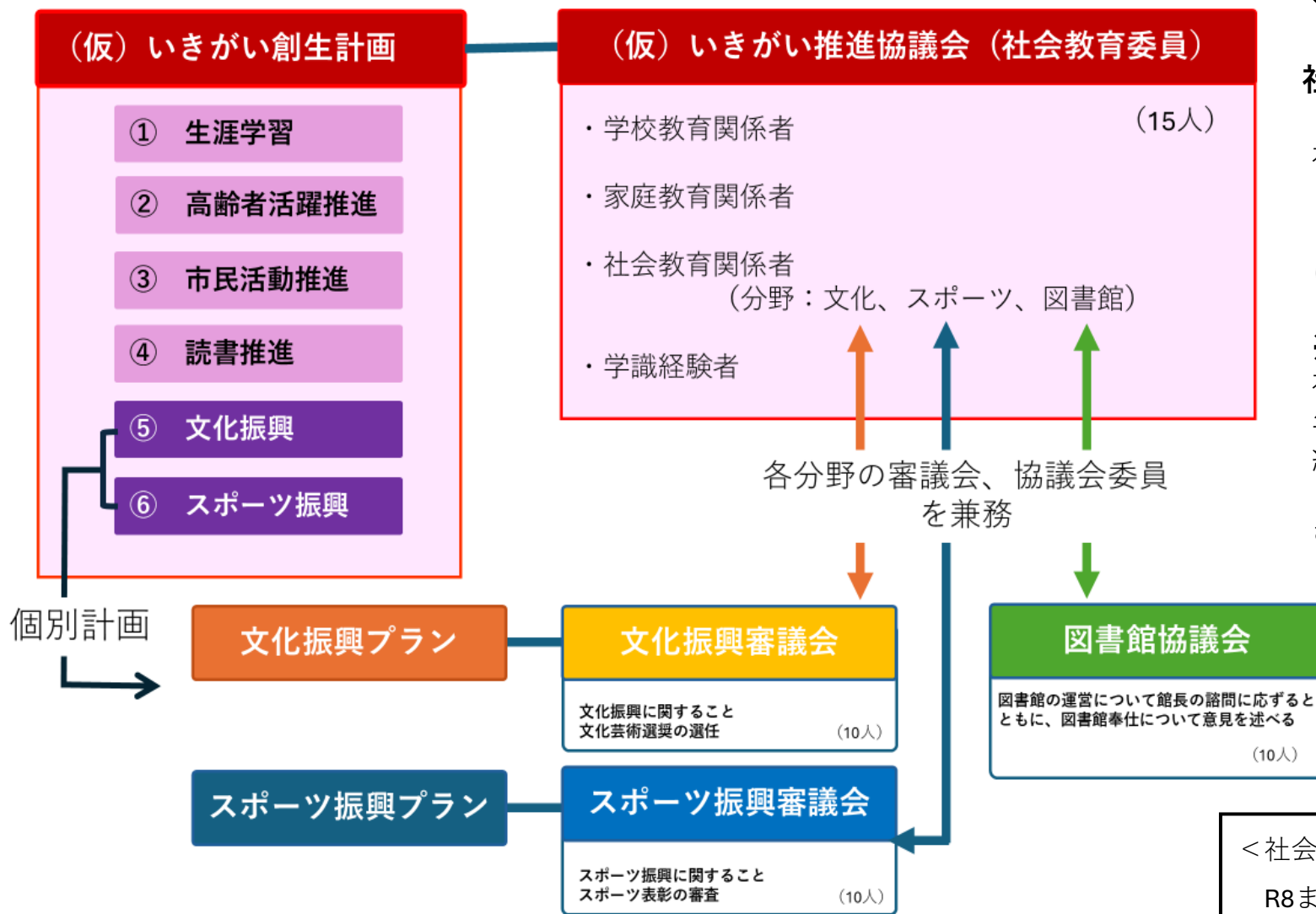
生涯学習、市民活動、読書活動、文化振興、スポーツ振興の各分野の施策を横断的に連携させることで、子どもから高齢者まで、誰もがいきがいを持って、学び、活動し、活躍できる社会を目指す。

計画期間

令和10年度～令和14年度の5年間とする



計画策定・推進体制



なぜ、

「(仮)いきがい創生計画」を
社会教育委員が立案するのか。

社会教育法第17条1項に定める社会教育委員の職務にある「社会教育に関する諸計画」に含まれると解するため。

※社会教育法第2条における社会教育の定義として「青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」としている

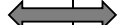
<社会教育委員が行う会議>

R8まで：生涯学習審議会

R9以降：（仮）いきがい推進協議会
として規則改正

(仮称) いきがい創生計画 策定スケジュール

令和8年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月
生涯学習審議会					■第1回								●第2回
審議会規則改正 (仮)いきがい推進協議会規則)											○定例教		●
いきがいの 策定 の 創生 計画	計画方針（策定体制、計画体系）				●								
	市長調整					●							
	教育委員会定例会							●					
	市民経済委員会								●				
関係 機関	文化振興審議会 (文化振興プラン)			○			○			○		○	○
	スポーツ振興審議会 (スポーツ振興プラン)				○	○				○		○	○
	図書館協議会				○					○			
	報告内容	計画統合について (R7第2回生涯学習審議会審議内容の報告)								計画の策定体制、計画体系について (R8第1回生涯学習審議会審議内容の報告)			

令和9年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和10年1月	令和10年2月	令和10年3月
(仮)いきがい推進協議会				●第1回		●第2回				●第3回			●第4回
いきがいの 策定 の 創生 計画	骨子案												
	中間案の作成・検討												
	パブリックコメント												
	最終案作成												
	定例教育委員会							●(中間案)			●(最終案)		
	市民経済委員会								●(中間案)			●(最終案)	
	策定												●
関係 機関	文化振興審議会 (文化振興プラン)			○		○		○		○		○	
	スポーツ振興審議会 (スポーツ振興プラン)			○		○		○		○		○	
	図書館協議会					○				○			
	報告内容	骨子案について		中間案について				パブコメ意見概要、最終案					